

# 北京大野木マイツ・天津大野木マイツニュースレター

## 2013年10月号

2013年10月31日 担当:鈴木明男

### 外国貿易企業のゼロ税率取引及び クロスボーダーサービス取引の免税について

国家税務総局は、国家税務総局公告[2013]47号公告として「増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの税金還付(免除)管理便法(暫定)」(以下、47号公告という)及び国家税務総局公告[2013]52号公告として「営業税の増値税への転換を行うクロスボーダー課税サービスに係る増値税免税管理弁法(試行)」(以下、52号通達という)を公布しました。いずれも2013年8月1日に遡及して適用されます。

#### 1. ゼロ%課税取引に係る還付税額の計算方法及び適用について(47号公告)

##### (1) 外国貿易企業の還付税額計算方法の明確化

従来、ゼロ%課税サービスを提供する企業の還付税額の計算は「免除・控除・還付」方式のみ適用できるとされていました。

一方、外国貿易企業の貨物輸出にかかる還付税額の計算は「免除・還付」方式で行うこととされており、ゼロ%課税サービスを提供する外国貿易企業については、実務上「免除・還付」方式しか採用できなかったため、結果としてゼロ%課税サービスにかかる仕入増値税の還付の還付を受けることは困難な状況にありました。

今回の47号公告では、ゼロ%課税サービスを兼営する外国貿易企業については、「免税・還付」方式を適用することが明確化され、貨物の輸出とゼロ%課税サービスともに同一の方法(免除・還付方式)で計算することができるようになり、ゼロ%課税サービスにかかる仕入増値税の還付を受けることが可能となりました。

(注1) 還付税額の計算方式は巻末資料参照

##### (2) 申告前の資格認定について

ゼロ税率課税サービス提供者は、当該サービスに係る仕入増値税の還付申告前に管轄の税務機関に以下に掲げる一定の書類を提出し、輸出税金還付の資格認定を受けなければならないとされています。

###### 【申請書類】

- ① 共通  
輸出税金還付(免除)システムで生成した「輸出税金還付(免除)資格認定申請表」及び電子データ
- ② 研究開発サービス、設計サービス  
上記①の他、「技術輸出契約登記証」が必要。
- ③ 国際運輸、香港・マカオ・台湾運輸サービスの場合  
上記①の他、各種経営許可証などが必要。

#### 2. クロスボーダー課税サービスに係る免税取引の範囲及びその適用について(52号公告)

52号公告により、クロスボーダー課税サービスの免税範囲がさらに明確に規定されました。(注2) 免税となるクロスボーダー課税サービスの詳細は巻末資料参照

##### (1) 適用要件

クロスボーダー課税サービスに係る増値税免税の適用を

受ける際には、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 納税者がクロスボーダー課税サービスを提供する際、サービスの受給者と書面による契約を締結していること。
- ② 当該サービスの全収入を国外から取得していること。

##### (2) その他留意点

- ① 国内税関特殊監督管理区域内の企業もしくは個人に提供する課税サービスはクロスボーダーサービスには該当しません。
- ② 当該適用を受ける場合、独立した勘定方式によりクロスボーダーサービスの売上高を計算し、控除不能仕入税額を正確に計算する必要があります。また、当該免税収入について増値税専用発票を発行することは認められません。

##### (2) 届出手続き

当該免税の適用を受けるためには、管轄の税務局に届出が必要となります。なお、届出を行っていない場合には、免税の適用を受けることができません。

届出に当たっては、税務当局は、以下の提出書類が規定を満たしているかどうかを確認し、適合している場合には、提出書類の原本は、納税者に返却され、納税者が保管します。なお、規定に適合していない場合には、税務当局は届け出書類を受理しないとされています。

###### 【提出書類】

- ① 契約書
- ② 運輸サービス以外のサービス：サービス地点が国外であることを証明する書類
- ③ 国際運輸業務又は香港・マカオ・台湾運輸業：当該業務が実際に発生したことを証明する書類
- ④ 国外企業に提供するクロスボーダーサービスを受領する企業の所在地が国外であることを証明する書類
- ⑤ 税務局が要請するその他の書類

##### (3) 2013年8月1日以前から免税対象のクロスボーダーサービスを行っていた場合

- ① 免税申告を行っている場合  
規定に基づき届出手続きを行う必要あり。
- ② 免税申告を行っていない場合  
規定に基づき届出手続き後に適用可能。
- ③ 増値税専用発票を発行している場合

全ての発行済みの発票を配収後、免税の届出手続きを行うことが可能。

### 3. まとめ

ゼロ税率対象サービスを行う外国貿易企業は、当該サービスについて、「免税、還付」方式を適用することが可能となり、当該サービスに対応する仕入増値税の還付を受けることが可能となりました。

なお、当該規定の適用を受けるためには、当該申告前に管轄税務機関に一定の書類を提出し、輸出税金還付（免税）の資格認定を受けなければなりませんので、事前の確認及び手続きに留意ください。

また、クロスボーダー取引の免税範囲がより明確となり、免税適用にあたり届出が必要となり、規定に適合していない場合には届出は受理されませんので、必要書類を提出すれば免税ということではないことにご留意ください。

### 参考資料

#### (注1) 還付税額の計算方式

免除・控除・還付方式	免除・還付方式
基本的計算構造	
①売上増値税免除 ②対応する仕入増値税を増値税納付額から控除 ③控除しきれない部分を還付	①売上増値税免除 ②対応する仕入増値税を還付
具体的計算方法	
<b>当期還付税額及び免除・控除・還付税額の計算</b> i) 当期繰越税額 ≤ 当期免除・控除・還付税額の場合 ✓ 当期還付税額 = 当期末繰越税額 ✓ 当期免除・控除税額 = 当期免除・控除・還付税額 - 当期還付税額 ii) 当期繰越税額 > 当期免除・控除・還付税額の場合 ✓ 当期還付税額 = 当期免除・控除・還付税額 ✓ 当期免除・控除税額 = 0 ※ 当期免除・控除・還付税額の計算 当期免除・控除・還付税額 = 当期ゼロ税率課税サービスにより収受するすべての対価 × 為替レート × ゼロ税率課税サービスの増値税還付率	<b>当期還付税額の計算</b> 当期還付税額 = 当期ゼロ税率課税サービスの免除・還付税額の計算ベース × 為替レート × ゼロ税率課税サービスの増値税還付率 ※ 当期ゼロ税率課税サービスの免除・還付税額の計算ベース ✓ 国内企業・個人から輸出するゼロ税率課税サービスを仕入れる場合 提供者が発行した増値税専用発票に記載された金額 ✓ 国外企業・個人から輸出のためゼロ税率課税サービスを仕入れる場合 取得した税金納付にかかる証票に記載された金額

#### (注2) 免税クロスボーダー取引

増値税免税を適用するクロスボーダーサービス範囲(管理弁法第二条より)	注意点
(一) 工事・鉱産資源が国外にある工事実地調査サービス	
(二) コンベンション・エキシビジョンの場所が国外であるコンベンション・エキシビジョンサービス	顧客が国外で開催されるコンベンション・エキシビジョンに参加するために提供するアレンジサービスは、左記サービスに該当。
(三) 保管場所が国外である倉庫保管サービス	
(四) 対象物を国外で使用する有形動産リースサービス	
(五) 国外で提供するラジオ・テレビ・映画番組(作品)の配給・放映サービス ・ 国外で提供するラジオ・テレビ・映画番組(作品)の配給サービス… 国外単位もしくは個人に対するラジオ・テレビ・映画番組(作品)の配給、スポーツ試合などの文化・スポーツ活動の報道権または放映権譲渡、当該ラジオ・テレビ・映画番組(作品)・スポーツ試合などの文化・スポーツ活動の国外における放映もしくは報道。 ・ 国外で提供するラジオ・テレビ・映画番組(作品)放映サービス… 映画館・劇場・ビデオシアター及びその他の場所でのラジオ・テレビ・映画番組(作品)放映	ラジオ局・テレビ局・衛星通信・インターネット・ケーブルテレビなどの無線或いは有線装置を通じて国外にテレビ・ラジオ・映画番組(作品)を放映する場合は、左記サービスには該当せず。
(六) 各種国際運輸サービス(水路・陸路・空路)を提供しているが関連する許可証や認可を取得していない場合 (※各種許可証を所持、もしくは経営範囲が条件に該当する場合はゼロ税率適用) ・ 水路運輸方式… ≪国際船舶運輸経営許可証≫を取得していない場合 ・ 陸路運輸方式… ≪道路運輸経営許可証≫または ≪国際自動車運輸運転許可証≫を取得していない、もしくは ≪道路運輸経営許可証≫の経営範囲に「国際運輸」を含んでいない場合 ・ 航空運輸方式… ≪公共航空運輸企業経営許可証≫を取得していない、もしくはその経営範囲に「国際航空旅客・貨物・郵便運輸業務」を含んでいない場合	
(七) 各種香港・マカオ・台湾向け運輸サービスを提供しているが関連する許可証や認可を取得していない場合 (※各種許可証を所持、もしくは経営範囲が条件に該当する場合はゼロ税率適用) ・ 陸路運輸方式による香港・マカオへの交通運輸サービス… ≪道路運輸経営許可証≫を取得していない、もしくは ≪道路運輸証≫を所持する香港・マカオ直通運輸車両を保有していない場合 ・ 水路運輸方式による台湾への交通運輸サービス… ≪台湾海峡両岸間水路運輸許可証≫を取得していない、もしくは ≪台湾海峡両岸間船舶運送証≫を所持する船舶を保有していない場合 ・ 水路運輸方式による香港・マカオへの交通運輸サービス… 香港・マカオ路線の運営許可を得た船舶を保有していない場合 ・ 航空運輸方式による香港・マカオ・台湾往復、もしくは香港・台湾・マカオでの交通運輸サービス… ≪公共航空運輸企業経営許可証≫を取得していない、もしくはその経営範囲に「国際・国内(香港・マカオを含む)航空旅客・貨物・郵便運輸業務」を含んでいない場合	
(八) 簡易税計算方法を適用する以下の課税サービス 1. 国際運輸サービス 2. 香港・マカオ・台湾往復の交通運輸サービス及び香港・マカオ・台湾で提供する交通運輸サービス 3. 国外単位に提供する研究開発サービス及び設計サービス	国外単位に提供する研究開発サービス及び設計サービスについて、国内不動産に提供する設計サービスは対象外。
(九) 国外単位に提供する以下の課税サービス 1. 研究開発と技術サービス(研究開発サービス及び工事実地調査サービスを除く)、情報技術サービス、文化クリエイティブサービス(設計サービス、広告サービス及びコンベンション・エキシビジョンサービスを除く)、物流補助サービス(倉庫保管サービスを除く)、鑑定・証明コンサルティングサービス、ラジオ・テレビ・映画番組(作品)制作サービス、遠洋運輸の定期備船サービス、遠洋運輸の航海備船サービス、航空運輸のウェットリースサービス。 2. 広告の投入地が国外である広告サービス。 * 国外で発表した広告のため提供する広告サービスを指す。	* 国外単位が国際運輸及び香港・マカオ・台湾運輸業務に従事し、当国の飛行場・埠頭・停車場・領空・国内河川・海域を通過もしくはこれに停止する際に納税者が上述の国外単位に提供する航空地上サービス、港湾埠頭サービス、貨物運輸旅客運輸ステーションサービス、引揚・救助サービス、荷役・運搬サービスは、国外単位に提供する物流補助サービスに該当。 * 契約対象物が国内にある契約エネルギー管理サービス、国内不動産に提供する鑑定・証明コンサルティングサービス、及びサービス提供時に貨物の実体が国内にある鑑定・証明コンサルティングサービスは、本款が規定する国外単位に提供する課税サービスには該当せず。

以上、ご質問、ご不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください(完)